佐賀県が入札契約制度改正

6000万円から総合評価 業務に最低制限価格

佐賀県は、建設工事関連の入札契約制度改正案をまとめた。

設計金額2500万円以上の工事は予定価格を事前公表から事後公表とし、250万円超の建設工事は最低制限価格制度から低入札価格調査制度に切り替える。

総合評価方式は600万円以上の工事に拡大し、簡易型2方式を追加する。100万円を超える建設コンサルタント業務には最低制限価格制度を新規導入する。いずれも4月から実施する予定。

県では現行すべての建設工事で予定価格を事前公表しているため、最低制限価格に張り付いた入札が増加。くじで落札決定するケースが増加していることから、設計金額2500万円（建築4500万円）以上の工事の予定価格は事後公表に切り替える。これ未満の工事は2年後をめどに事後公表への移行を検討する。

また、250万円超の工事は最低制限価格制度から低入札価格調査制度に切り替え、これまでおおむね80%に設定していた低入札調査基準価格は85%程度に引き上げる。6000万円（建築1億5000万円）未満の工事には数値的失格基準（現行基準の最低制限価格と、低入札価格3社の平均に0・95を乗じた額のいずれか高い方）を設け、6000万円（建築1億5000万円）以上の工事には施工体制確認型の総合評価方式を適用する。

現行1億円（建築2億5000万円）以上で実施している総合評価方式は6000万円（建築1億5000万円、法面・舗装2500万円）以上まで拡大。加算点最高17点の「簡易型B」と、同15点の「特別簡易型」の2方式を追加する。

また、建設コンサルタント業務の低価格入札が増加していることを受け、100万円を超える建設コンサルタント業務には最低制限価格制度を新たに導入。最終的な最低制限価格はランダム係数を乗じて決定する。

このほか2月からは、法面工事で準県内企業を雇用従業員15人以上と未満に分け、従業員数が多いほど幅広い工事に参入できるよう配慮し、参加者が判明する恐れがあるJV案件と紙入札については1社のみ参加の場合は取りやめる。

20年 1月 11日
建設工業新聞